東京都地方独立行政法人評価委員会 平成 19 年度第 3 回公立大学分科会議事要録

平成 19 年 8 月 3 日 (金) 14 時 00 分から 17 時 00 分まで 都庁第一本庁舎 42 階北側特別会議室 C (出席委員) 原島分科会長 柴崎委員、芳賀委員 米本委員、和田委員

1 開会

2 審議事項

(1) 平成18年度公立大学法人首都大学東京業務実績評価(案)の検討

- 事務局から資料2により、評価の概要(素案)について説明があった。項目別評価では、 1.3.項目のうち、評定1(年度計画を順調に実施している、)が7項目、評定2(年度計画を

43項目のうち、評定1(年度計画を順調に実施している。)が7項目、評定2(年度計画を おおむね順調に実施している。)が36項目、評定3及び4はなかったとの報告があった。

資料3により、項目別評価(素案)のうち評定1及び評価委員の評価が分かれた項目を中心に評定説明があった。

次いで、資料4により全体評価(素案)について説明があった。

【評価委員の意見】

- ・これだけ評価が高いと中期計画を見直し、更なる目標に向かっても良いのではないか。併せて、次期中期計画も近々に考えていかなくてはならない時期でもある。
- ・「教育の質の評価・改善」の項目における「全学的な成績評価基準」の策定については、遅れが生じていると感じる。全学的な水準での統一は容易ではないが、早く進めるべきである。
- ・経営の効率化の結果生じた剰余金については、是非とも教育・研究の質の向上のために求められる適正な教職員の配置や、必要な経費に使えるよう十分配慮すべきと考える。
- ・現時点で中期計画をかなり達成している部分がある。中期目標、中期計画そのものの絶対値を見直し、修正を行うことを考えるべきである。
- ・外部資金獲得の年度計画が10億円というのは、首都大学東京の規模から考えて本当に適切か。
- ・項目別評価における「財務運営の改善に関する目標 6 剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する項目」の評価文言として「改革加速アクションプログラムの策定、プロジェクト型任用ファンドの創設は評価する。」となっているが、法人の業務実績報告を踏まえた判り易い文言に修正する。

【質疑応答】

- ・剰余金の使用目的や配分などはどのように決められるのか。法人内における経営審議会で決定していくことになる。
- ・次期中期計画を検討する組織は法人内にあるのか。 現在、将来展望について検討会を立ち上げる準備を進めている。
- ・次期中期目標、中期計画策定時における評価委員会の関与はあるのか。 中期目標案を策定した段階で評価委員会から意見を聴取し、議会における議決を経て定 めていく。次期中期計画についても、評価委員会から意見を聴取の後、法人へ認可する。

質疑応答の後、分科会長から評価案を法人へ提示し、事実誤認等がないか意見を聴取する との説明があった。また、法人からの意見申出に対する調整については、分科会長一任とし てほしいとの発言があり、全会一致で了承された。

(2) 平成18年度財務諸表等の承認についての意見聴取

事務局から資料8により、平成18年度財務諸表等(キャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書、行政サービスコスト計算書)の概要について説明があった。損益計算書上約21億円の経常利益が生じており、資料9により、経常利益約21億円の利益処分案について説明があった。今回、利益処分の承認にあたり、財源を4つに区分し、それぞれの区分ごとに損益計算を行って経営努力認定を行うこととし、自己収入等における剰余金3億円、標準運営費交付金(効率化係数対象)11億円の剰余金のうちの10億円、標準運営費交付金(効率化係数対象外)3億円の剰余金のうちの2億円、計約15億円について知事の承認を受ける額としたいとの説明があった。

【評価委員の意見】

- ・剰余金については、経営努力の結果発生したことをしっかり説明できるようにしておかなければならない。はじめの段階で必要な経費を積み上げ、標準運営費交付金を算定していることから、剰余金が出すぎると、渡しすぎの議論も出てくるのではないか。説明責任を果たさなければいけない。
- ・剰余金の使途については、昨年度に比べると、非常にわかりやすくなった。今後は、これらの剰余金がいつ執行されるのか、ラフなものでも構わないので、年度計画を示すことが必要である。外部に対する説明責任のほか、法人内の教職員に対しても、安心感を与えることができるのではないか。
- ・学生一人当たりいくらの費用がかかっているのかを明らかにしておく必要があるのではないか。都民や、サービスを受けている学生に対する説明のためにも必要である。また、今後、授業料を改定する際には、必要な指標となる。

【質疑応答】

- ・剰余金のうち、経営努力とみなされない6億円の積立金は将来都に返還されるのか。 中期目標期間終了後、都に返される。
- ・剰余金のうち、知事の承認を受けた額については、翌事業年度に使わなくてはならないの か。

翌事業年度に使わなくてはならないということにはなっていないが、本来はその事業年度ごとに教育研究の向上のための資金であるため、長期に渡って留保すべきではないと考える。

・標準運営費交付金の効率化係数2.5%は、次期中期目標期間も同数値となるのか。 中期目標に明示している標準運営費交付金の効率化係数2.5%は、現中期目標期間に ついてのものとなる。次期中期目標期間における効率化係数の数値は、中期目標策定時に 定めていく。

質疑応答の後、財務諸表の承認について特に意見はないとし、利益処分の承認については、本日の各委員の意見をとりまとめたうえ、次回の公立大学分科会において評価委員会への意見書案を策定するとのことについて、全会一致で了承された。

(3)中期目標変更(案)についての意見聴取

事務局から資料10により、中期目標変更についての概要説明があった。

変更する内容として、1つ目は、平成20年4月から都立の高等専門学校を新たに公立大学法人首都大学東京へ移管することを予定しているため、高専に関する目標を設定すること。2つ目は、教育関連法の改正に伴い社会貢献に関する目標を整理。3つ目は、都立高専と首都大学東京及び産業技術大学院大学との教育機関間の連携等。最後に一部文言整理を行いたいとの説明があった。

資料11により、中期目標の主な変更点について具合的に説明があった。

【評価委員の意見】

- ・「ものづくリスペシャリスト」という言葉において、「ものづくり」という言葉のイメージが学生にとって魅力ある言葉であるか疑問である。次期中期目標策定時においては議論の余地があるのではないか。
- ・「技術の高度化、複合化、融合化及び深度化」という言葉において、「融合化」及び「深度 化」については「融合」及び「深化」という表現が適切ではないか。

【質疑応答】

・「東京工学」とはどのようなものか。文言の説明が不足しているのではないか。 文部科学省に設置申請を提出した際に記載された文言であり、意味としては「首都東京 の発展に技術面から貢献するため、東京が抱える諸問題に技術的な面から応えていく工学 技術の総体」として定義づけされている。定義が分かるように補足する。

質疑応答の後、中期目標変更(案)については、本日の各委員の意見をとりまとめたうえ、 次回の公立大学分科会において審議し、最終案を決定することについて、全会一致で了承された。

3 その他

事務局から今後のスケジュールについて説明があった。

8月 3日 評価(案)法人へ提示

8月 9日 法人意見申し出 締め切り

8月31日 第4回公立大学分科会

第1回東京都地方独立行政法人評価委員会